

市政

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

トピックス

居宅介護支援券の有効期限は3月31日(木)です

紙おむつ・尿取りパッドの購入や理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業(一部の内容を除く)、シルバー人材センターの家事援助事業(一部の内容を除く)などに利用できる居宅介護支援券の利用は、3月31日(木)までです。

現在お持ちの支援券については3月中にご使用ください。
問合せ先
いきいき広場内介護保険グループ

☎52-00871

衣浦地域職業訓練センター閉館します

3月31日(木)をもちまして、衣浦地域職業訓練センターは閉館します。

ご利用ありがとうございました。
問合せ先
衣浦地域職業訓練センター

☎52-5311
市役所地域産業グループ

☎52-1111(内線272)

子ども医療費受給者証について

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日まで拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいるご家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。(就学前のお子さん、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

また、3月に中学校を卒業するお子さんは、3月31日(木)をもって

子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日以降医療機関などに受診したときは、自己負担分をお支払いいただくこととなります。(ただし、他の福祉医療を受給している方は除きます。)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市民窓口グループまで返還をお願いします。

問合せ先
市役所市民窓口グループ
☎52-1111(内線227・217)

障がいのある方へタクシー料金を助成します

障がいのある方が病院への通院などでタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で1・2・3級の方
- ・療育手帳をお持ちの方でA・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

助成額 基本料金とお迎え料金
※原則として月2回(週あたりの

通院回数に応じて変わります。)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、いきいき広場で申請してください。

申込期間 3月23日(水)～随時
利用可能期間 4月1日(金)から1年間

※3月31日(木)以前の利用はできません。ご注意ください。

申込・問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-00871

高浜市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会を開催します

4月24日(日)執行の高浜市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり実施します。

とき 3月22日(火) 午前10時～

ところ 市役所4階第2会議室

問合せ先 高浜市選挙管理委員会
(市役所行政契約グループ)

☎52-1111(内線366)